

平成28年第4回定例会

請願文書表

平成28年請願第4号	「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
平成28年請願第5号	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
平成28年請願第6号	奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書

請 願 文 書 表

請 願 名	「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を求める請願書
受 理 番 号	平成 28 年請願第 4 号
受 理 年 月 日	平成 28 年 11 月 29 日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	水戸市白梅 4-1-30 信和総業ビル 2A 茨城県民主医療機関連合会気付 茨城県社会保障推進協議会 代表委員 瀧澤 利行
紹 介 議 員	金剛寺博
付 託 委 員 会	文教福祉委員会

【請願趣旨】

私ども茨城県社会保障推進協議会は、社会保障制度の改善・充実をはかる目的で活動しております。

さて、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しの議論が厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で開始されました。日本医師会の委員からは見直しに反対の意見が、全国老人クラブ連合会の委員からも、後期高齢者医療制度の発足時と比べて高齢者の所得は大きく変わっていないとして、特例見直しを疑問視する意見を表明されています。

そもそも後期高齢者の保険料軽減特例は、制度の円滑な運営を図る観点から政令本則に規定された軽減に加えて導入され、平成 20 年度以降国の予算措置により継続されているものでありますが、8 年を経過し制度として既に定着しており、全国の後期高齢者医療広域連合の平成 28 年度予算では、低所得者約 747 万人、元被扶養者約 169 万人が特例の対象者となっています。

国においては、平成 27 年 1 月 13 日に開催された社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、「後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）の見直し」が盛り込まれたところです。その中で、保険料軽減特例については「段階的に縮小」し、「平成 29 年度から原則的に本則に戻す」ことが示されました。

今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものであり、年金の段階的引き下げや生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考え合わせると、安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要であります。

そのため、私どもは各地方議会からも国に対して意見書を上げていただく取り組みを進めることとなりました。貴議会におかれましても趣旨をご理解いただき、国への意見書が採択されますよう、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【請願事項】

1. 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」を国に提出していただくこと。

請 願 文 書 表

請 願 名	「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願
受 理 番 号	平成 28 年請願第 5 号
受 理 年 月 日	平成 28 年 11 月 29 日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	土浦市文京町 1-50 富士火災ビル 3 階 一般社団法人 茨城県保険医協会 代表理事 宮崎 三弘
紹 介 議 員	金剛寺博
付 託 委 員 会	文教福祉委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>一般社団法人茨城県保険医協会が会員医療機関に対して行った調査では、32%の会員医療機関が、経済的な理由による患者さんの治療中断を経験していました。さらに、39%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えています。</p> <p>「必要な検査を断る」「入れ歯やかぶせ物の処置をためらう」「支払いを年金支給日まで待ってほしい」・・・患者さんの実態が明らかになりました。</p> <p>本年 6 月 2 日に公表された、経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～」(骨太方針)では、社会保障分野において、「負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化」をはじめとする改革を進めるとしています。さらに、財務省・財政制度等審議会は改革の方向として、(1)「受診時定額負担」の導入、(2)後期高齢者の窓口負担の 2 割化、(3)高額療養費制度の限度額の引き上げ、(4)市販類似薬の保険はずし、(5)入院時の居住代の徴収拡大など、さらなる患者負担増をもたらす制度設計を提言しています(「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議(2016 年 5 月 18 日)」,「平成 28 年度予算の編成等に関する建議(2015 年 11 月 24 日)」)。</p> <p>さらなる患者負担増は多くの国民から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになります。</p> <p>こうしたことから、「『高額療養費』『後期高齢者の窓口負担』の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書」を提出いただけますよう、お願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 「『高額療養費』『後期高齢者の窓口負担』の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書」を国に提出していただきたいこと。</p>	

請 願 文 書 表

請 願 名	奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書の採択を求める請願書
受 理 番 号	平成 28 年請願第 6 号
受 理 年 月 日	平成 28 年 11 月 30 日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	牛久市中央 2-27-2 自治労茨城県南会館内 日本労働組合総連合会茨城県連合会 県南地域協議会 議長 木村 太一
紹 介 議 員	椎塚俊裕 福島正明 滝沢健一 山崎孝一 坂本隆司
付 託 委 員 会	文教福祉委員会

【請願趣旨】

我が国では、1998 年以降下がり続ける保護者の賃金収入と、相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっています。奨学金制度を運営する「独立行政法人日本学生支援機構」によれば、2014 年度実績では 135 万人（無利子奨学金 47 万人、有利子奨学金 88 万人）が同機構の奨学金を利用しています。これは、全国の大学生のほぼ 2 人に 1 人にあたります。

他方で、大学卒業後には 3 人に 1 人の学生が非正規雇用となっており、2015 年 4 月には、返還猶予期間が 5 年から 10 年に延長されたものの、奨学金を借りた 8 人に 1 人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされています。このような状況にあるにもかかわらず、政府は、国立大学の授業料（2015 年度約 54 万円）を更に値上げし、2031 年度には約 93 万円にすることを検討しています。

こうした実態は、学ぶ意欲と能力をもった貧困世帯の子どもが、高等教育を受けることにより相対的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆しています。

こうした現状に鑑み、貴議会において下記の内容を柱とする意見書を採択の上、国会および関係行政庁に提出くださいますよう、要請します。

記

1. 貸与型から給付型へ、奨学金制度を抜本的に転換し、大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。
2. 貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止（廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当）すること。また、所得に応じた無理のない返済制度をつくり、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと。
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等を図ること。

【請願事項】

1. 奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書を国会及び関係行政庁に提出してください。